

あなたの看板は大丈夫ですか？ 下田の美しい景観を守るために

問合せ先 建設課都市住宅係 ☎②2219

屋外広告物には設置基準が設けられているのを知っていますか？

沿道の店舗が掲示する看板（自家広告物）や、幹線道路から店舗まで誘導する看板（案内看板）は、屋外広告物法及び静岡県屋外広告物条例において設置基準が設けられています。これらは、安全管理の面と景観保全の両面から規制を行うものです。幹線道路沿いに設置する案内看板においても設置基準があるほか、店舗や事業所に設置する自家広告物についても規定があります。

詳しくは、市ホームページ又は県景観まちづくり課ホームページでご確認ください。



美しい景観づくりキャンペーン in 伊豆半島
イメージキャラクター 伊豆海 景ちゃん

ご自身が管理している屋外広告物の許可期間が切れていませんか？

屋外広告物は、屋外広告物法及び静岡県屋外広告物条例において、設置できる期間が定められています。屋外広告物の種類に応じて2〜3年の期間において設置できます。

許可期間を越えて、屋外広告物を掲出する場合には、条例で定められた様式により申請手続を行う必要があります。手続では、申請書類等の提出と同時に、直近の点検結果の報告も義務付けられています。

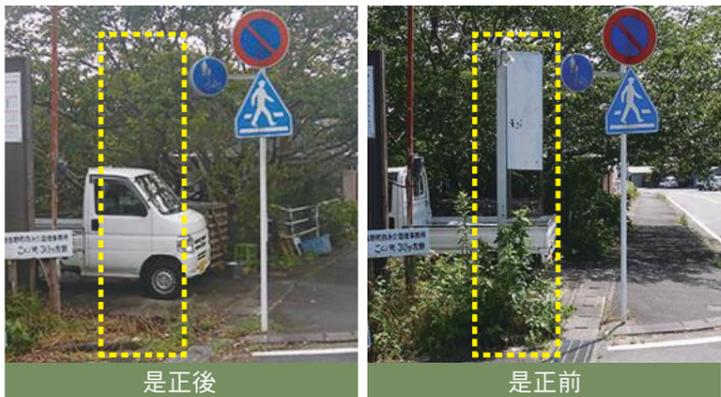
長期間掲出された屋外広告物はサビによる劣化で強度が低くなっていることや、台風等の自然災害で破損することもあります。こうした状態で屋外広告物を掲出し続けることは、思わぬ事故を招くおそれもあります。こうした事態を起こさないためにも、日常的な点検に加え、掲出許可期間の更新時期において、条例に定める項目の点検及びその報告をお願いします。

東京オリンピック・パラリンピックまでに、伊豆半島における違反屋外広告物をゼロに！

伊豆半島は、富士箱根伊豆国立公園に指定され、近年では世界ジオパークの認定を受けるなど、豊かな自然環境を有します。また、東京オリンピック・パラリンピックでは、自転車競技の開催地となるなど、伊豆半島が誇る豊かな自然の景観を世界中の人に知っていただく絶好の機会となっております。

伊豆半島の各市町と県は、こうした機会を踏まえ、豊かな自然景観を維持、保全していくため、平成28年4月1日に「伊豆半島景観協議会」を立ち上げ、「伊豆半島景観形成行動計画」を策定しました。計画では、この伊豆半島の豊かな自然景観にそぐわない屋外広告物の是正も課題の一つとし、調査を開始した平成29年12月段階で、2232件あった違反屋外広告物を、令和2年7月末現在までに1925件を是正してしましました。

市では、平成29年12月時点で124件の違反屋外広告物が掲出されていましたが、令和2年8月末現在までに100件を是正し、残り24件となっております。



是正後

是正前

東京オリンピック・パラリンピックが2021年へと延期されたこともあり、静岡県では違反屋外広告物の是正を引き続き継続して行っています。下田市においても、来年の東京オリンピック・パラリンピックに向けて違反屋外広告物の是正を進めていきます。下田の景観を後世に伝えていくためにも、現在下田で生活している我々が取り組まなければならない課題です。市民の皆さまのご理解とご協力をお願いします。

防災かわら版

問合せ先 防災安全課防災係（窓口⑩） ☎364145

宝くじ助成事業

岩下区では、一般財団法人自治総合センターが行う「令和2年度コミュニティ助成事業」による宝くじの助成金で、災害時等に使用する「大容量炊き出しセット」を2セット整備しました。

コミュニティ助成事業は、宝くじの受託事業収入を財源として地域のコミュニティ活動に助成することで、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上を図るとともに、宝くじの社会貢献広報事業を行っています。

今回整備した炊き出しセットでは、1度に1セット当たり約100人分の炊飯・汁物を同時に調理できるなど災害時や防災訓練等での活用が期待されています。



補助金制度の紹介

市では、家庭内防災対策を推進するため、家具等の転倒防止器具の購入費・取付費や防災用ヘルメット等の購入に対して各種補助制度を用意しています。

今回は、地震発生時の各家庭からの通電火災による被害を防止する感震ブレイカー設置費補助制度をご紹介します。

感震ブレイカーとは
感震ブレイカーは、一定規模以上の揺れを感知すると、自動的に電気の供給を遮断し、電気出火を防ぐ装置です。各家庭に設置することで電気による出火が防止され、他の住宅等への延焼を防ぐことで火災による被害を大きく軽減できます。

- 対象者**
- ①市内に住宅又は併用住宅を所有又は居住している個人
 - ②市内に自らが居住するための住宅又は併用住宅を新築する個人
- ※併用住宅とは、事務所や店舗と住宅を兼ねているものです。

- 補助対象経費**
感震ブレイカーの購入費及び設置工事に要する経費
- 補助金額**
補助対象経費の3分の2以内の額、上限5万円（ただし千円未満の額は切捨て）

補助金申請等の流れ

①準備

申請書・設置場所の写真又は図面・補助対象経費の見積書の写しを準備します。

②申請

①で用意した書類を、防災安全課防災係まで提出します。

③審査

②の申請について内容を審査し、適否を決定した後、市から交付決定通知書が届きます。

④設置

市から交付決定通知書が来たことを確認して、感震ブレイカーの設置を行います。

⑤報告

設置が終了したら、完了実績報告書、設置後の写真、領収書の写し、補助金交付請求書を防災安全課防災係まで提出します。

⑥振込み

⑤の提出書類の内容を審査し、補助額を確定させた後、後日指定の口座へ補助金を振り込みます。

※申請書等の様式は、市ホームページに掲載するほか、防災安全課防災係でも配布しています。詳細については、防災安全課防災係までお問い合わせください。